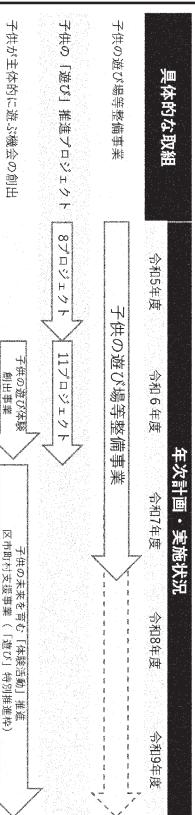


保・育成を図っている。具体的な補助対象は、プレーリーダー等の入会費等であり、遊び場の運営体制継続に向けた財政的支援となっている。この事業の支出状況を実績報告書等から確認し、遊び場の運営体制継続に向けた財政的支援を行っていることが認められた。

(図4) 子供の笑顔につながる「遊び」の推進プロジェクト 年次計画・実施状況



以上のことから、室は、遊び場に関するアンケート調査、人材の確保・育成のための広報及び遊び場の運営体制を構築できるよう、支援していることを確認した。

3遊び場整備後におけるより効果的な事業となるよう見直しについて

(1) 子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業（「遊び」特別推進伴）

室は、上記アンケート調査やプロジェクトの結果を踏まえ、「子供の遊び体験創出事業」を再構築した「子供の未来を育む「体験活動」推進区市町村支援事業（「遊び」特別推進伴）」（図4参照）を令和7年度から実施している。この事業では、「子供の遊び体験創出事業」では単年度であった補助対象期間を3か年とし、継続的な財政支援や進捗管理、好事例展開、相談対応などの伴走支援を行うとしている。このように室は、遊び場づくりだけでなく、遊び場の持続的な運営を目指した補助制度を再構築することで、区市町村への継続的なサポートを行い、区市町村が子供の満足度を把握した上で行う見直しを継続するよう促している。

(2) 遊び場整備後の現地調査及び事例集の作成

室は、「子供の遊び場等整備事業」による整備後の現地調査を行った上で利用者の意見を聞き取り、視察報告書にまとめている。視察報告書には「この場所ができる良かった」「あったかい」「ほんと毎日来ている」といった子供の意見があり、プレーリーダーからも「プレーパークの課題解決に当たり、大きな役割を果たしている」と補助事業を評価する意見があった。

室は、遊び場の整備内容や整備の過程が優れている事例を事例集としてホームページに掲載しており、毎年更新する予定のため、その際、現地調査時の利用者ヒアリングや区市町村による整備後のアンケートの内容についても追加で掲載することを検討しているとしている。

以上のことから、室は、遊び場の持続的な運営に関する補助事業を再構築していることや、整備後の事後検証を行った上でヒアリング内容を事例集として広報に活用予定であることを確認し、区市町村が子供の満足度を把握した上で行う見直しを継続するよう促し、整備後においても効果検証を行い、より効果的な事業となるよう取り組んでいることが認められた。

(表5) 区市町村による整備前後の満足度アンケートの事例
(令和6年度補助対象である目黒区袖ヶ浦公園内「広場」)

満足度アンケート			
	整備前	整備後（注）	増減
満足	33.5	46.7	13.2
やや満足	34.5	33.3	△ 1.2
やや不満	18.3	15.6	△ 2.7
不満	9.5	4.4	△ 5.1
無回答	4.2	0.0	△ 4.2

(注) 整備後アンケートの集計方法

アンケート周知方法：イベントでのビラ配布、公園現地掲示、目黒区公式ホームページ

- 調査期間：令和7年3月22日から同年5月19日まで
- 回答数：45件

【監査委員からの所見】

室は、子供の笑顔につながる「遊び」の推進プロジェクトにおいて、子供の意見を遊び場等整備事業へ反映し、遊び場整備においても自主的に遊びの取組を継続して実施できるよう、区市町村や地域のNPO法人等を支援している。

今後も、子供が伸び伸びと遊び、他者との交流を通じて多様な体験ができる環境づくりに向け、子供の意見を生かしながら、子供が健やかに成長していくよう、子供目線に立った政策を充実させていくことが期待される。

2. 指摘事項等

[意見・要望事項]

(その他)

(1) 「子どもスマイルムーブメント」ホームページの絞込検索機能について

企画調整部は、令和3年度から企業、NPO法人、大学・学校等幅広い主体の連携により「チルドレンファースト」の社会を創出する「子どもスマイルムーブメント」事業を実施しており、これらの主体が、「子供の目線を大切にした取組」を推進し、子供を大切にする社会気運の広がりを目指している。

そこで部は、「子どもスマイルムーブメント」専用ホームページ(以下「ホームページ」という。)を開設し、その管理・運用や機能改善について、表1の契約により委託している。

また、別途委託契約により、事業への参画企業等を募り、企業等と他団体等との協働(コラボレーション)を促進するためのマッチングや、取組の取材記事等の作成を行っており、今後もコラボレーション活動についてさらに拡充を図るとしている。

部は、ホームページ内、次の図の「参画企業・団体の活動レポートを探す」ページで参画企業等の活動レポートを検索し、表示できるようになっている。

この検索を行うと、次の状況であることが認められた。

ア 企業等が他団体等とコラボレーションした活動レポートは、図・表2 団体区分①検索結果のとおり、合計3件が存在している。

しかし、団体区分②の「企業」を選択すると、1件存在するにもかかわらず表示されない。

また、団体区分③の「NPO/団体」を選択すると2件存在するにもかかわらず、1件のみが表示される。

部は、検索表示されなかった活動レポートについて、それぞれ企業・団体が中心となつたコラボレーション活動ではないため、「企業」、「NPO/団体」を選択しても検索できない設定であるとするが、都民目線に立つと分かりにくく設定である。

の目的に則した機能改修が行われたものの、絞込検索機能の使いやすさという観点から、監査

査日(令和7年5月23日)現在、改善の余地がある。

部は、コラボレーション活動についてさらに拡充を図ることから、ホームページの絞込検索機能について、より利用者が使いやすくなるよう検討し、対応することが望まれる。

(子供政策連携室)

(表1) 契約の概要

契約名	契約期間	委託内容	契約金額
合和6年度「子どもスマイルムーブメントプラットフォーム管 理運用等業務委託	合和6.4.1 ～合和7.3.31	「子どもスマイルムーブメント」の管理・保守運用、コラボレーションの更期、機能改修等	79,959,000

(図)「参画企業・団体の活動レポートを探す」ページの状況



参画企業・団体の活動レポートを探す

団体区分から探す

- ① すべて 企業 NPO/法人 大学・学校
② 活動レポートの種類から探す

本ページでは子どもスマイルムーブメントに参画した企業・団体等でコラボレーションした活動や、中学生リポーターによる取材記事を紹介しております。

- ③ コラボレーションの活動レポート 中学生リポーター

活動の内容で絞り込む

- 子供の成長支援 「誰一人取り残されないようサポート」 子供の社会参画の機会創出
 子供にやさしいまち・商店・サービスづくり 子供を大切にする運営方針 著作権
 業務促進

掲載年度で絞り込む

すべて



条件をクリア

(表2) 団体区分ごとの検索結果

団体区分	検索結果
①	3件表示： ・ 幼稚園×株式会社×株式会社（学校×企業） ・ 団体×一般社団法人 ・ 幼稚園×団体（学校×団体）
②	参画企業・団体の活動レポートは見つかりませんでした。
③	1件表示：団体×一般社団法人

(表3) 改修内容

改修前	改修後
○ 項目名・参画企業・団体同士がコラボレーションした活動レポートから探し ・ オペレーターへ ・ コラボレーションの活動レポート	○ 項目名：活動レポートの種類から探し ・ コラボレーションの活動レポート ・ 中学生ボスター (複数の選択肢から複数を選択するためのボタン)

1 重点監査事項

「総務事務センターの運営について（デジタル技術の活用）」

【選定理由】

局は、これまで各局、各部、各課それぞれで重層的に處理していた給与・旅費等の総務事務を集約して集中處理することで、職員が政策立案等ノーベルティな業務に注力できる環境を整備することを目的として、令和3年3月に総務事務センターを設置している。

また、総務事務センターは、「未来の東京」戦略において、「都庁デジタルガバメントプロジェクト」での「DX推進体制の構築」のうちの1事業として位置付けられている。

総務事務センターは、総務事務センター設置運営要綱（令和3年2月24日付総務局長決定）に基づき人事部に設置された組織であり、都職員及び運営業務委託の受託者とで運営されている。受託者は都職員から申請・届出の受付から審査、都職員からの問合せ対応等処理の基幹部分を担い、局は、受託者の業務の進行管理・指導や受託者からの納品物の審査・決裁処理、集約事務の更なる事務改善や総務事務センターのサービス向上の検討等を行っている。

総務事務センターの運営開始から4年を経過した機会を捉えて、総務事務の集約に当たって、業務のデジタル化を図り、制度や運用の見直しが行われているか、総務事務センターの運営が適切に行われているか確認する必要がある。

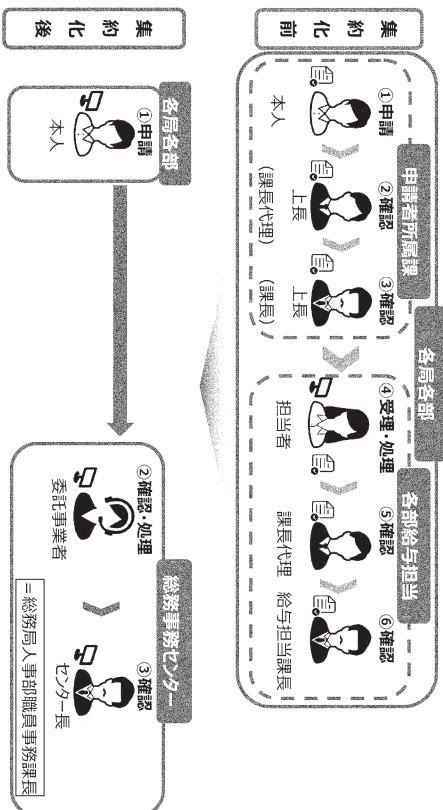
以上のことから、総務事務センターの運営を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

【着眼点】

- ① 総務事務センターの委託に係る手続が適正に行われているか（合規性、有効性）
- ② 税制等制度改正への対応などについて受託者への局の指導監督は適切に行われているか（合規性、効率性、有効性）
- ③ 総務事務の集約に当たって、業務の効率化に資するよう、デジタル化の推進や制度・運用の見直しを行っているか（経済性、有効性）

【結果の概要】
局は、各局、各課の事務担当者が重層的に処理していた諸手当等、税徵収、社会保険、福利厚生等の総務事務の効率化を図るため、令和3年3月に総務事務センター（以下「センター」という。）を設置し、職員がオンラインによって行う各種申請・届出をセンターへ集中させることにより集約を進めてきた（図参照）。

(図) センターの仕組み



【出典】総務司人事部資料を基に監査事務局で作成

センターが行う総務事務処理の対象者は、公営企業局3局、警視庁、東京消防庁及び学校職員（教育職、事務職）を除く知事部局等の常勤職員（約23,000人）、会計年度任用職員（約12,000人）等合わせて約35,000人である。

局は、センター設置以降、一部の局で扶養・住居手当認定等の事務を先行して移行するなど、段階的に総務事務の集約を進め、令和7年7月の日まで確定手当費に係る事務の移行をもって、集約が完了した。

また、局は、各種申請の受付等については、委託契約に基づき受託者に行わせるとともに、各種申請の確認、事故対応等については、令和6年4月に人事部職員事務課を新設して、受託者を管理監督するとともにバックアップする体制を取り、センターの安定的な運営を図っている。

センターの運営に係る契約の手続等が適正に行われているか、制度改正への対応等に係る受託者への局の指導監督は適切に行われているか、また、総務事務の集約に当たって、業務の効率化に資するよう、デジタル化の推進や制度・運用の見直しを適宜行っているかについて、当該契約の関係書類を基に確認したところ、監査を行った限りにおいて、契約の手続等における不適正な事項並びに局の指導監督及びデジタル化の推進等において不適切な事項は認められなかった。

【監査委員からの所見】

局は、令和6年4月に人事部職員事務課を新設するなどの体制強化も行いながら、令和7年7月に残る一部事務の移管をもって、当初予定していたDX化を伴うセンターへの総務事務の集約・アウトソーシング化を完了するに至った。

センターの設置による効果を把握するため、令和6年10月に職員満足度調査を実施し、センターに対する満足度について、職員の実感の指標化を行った（表1参照）。この調査によって、業務システムの使いにくさや案内の分かりにくさが浮き彫りとなつたことから（表2参照）、今後は、これらの問題点を解消していくことが必要である。

今後、局は、総務事務に充てていた人材を可能な限り住民サービスや政策立案等に回していくという当初目的を念頭に、ユーザビリティの向上を目指して、定期的な満足度調査等を活用した継続的な業務改善を図ること、また、委託業務を適切に管理監督することなどを通して、業務システムの的確かつ安定的な稼働を達成する必要がある。

(表1) 職員満足度調査における総合満足度・サービス別満足度（単位：%）

項目	満足度（注）
総合満足度	78.2
申請手続の満足度	74.9
ヘルプデスクの満足度	76.3
ポータルサイトの満足度	82.5

（注）項目ごとにセンターへの満足度について5段階（「とても良い」「良い」「普通」「悪い」「とても悪い」）で回答。各項目とも「普通」以上の回答が得られた割合を表示

【出典】契約の成果物に基づき監査事務局で作成

(表2) 職員満足度調査におけるセンターへの改善要望上位5項目

改善要望項目
職員への手続き内の分かりやすさの改善
総務事務センター申請フォームの使いやすさの改善
e庶務事務システムにおける申請（給与口座登録・届出事項通知（氏名・住所変更）・年末調整・所得税扶養控除）の使いやすさの改善
ポータルサイトの手続き内の分かりやすさの改善

【出典】契約の成果物に基づき監査事務局で作成

2 指摘事項等

〔指摘事項〕

〔歳出〕

（1）交通誘導員を適正に配置させるとともに道路除草委託契約の積算を適切に行うべきもの

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条第1項及び第78条

第1項では、道路上において工事又は作業をしようとする者は、当該行為に係る場所を管轄し

交通の管理を行う警察署長（以下「所轄警察署長」という。）へ、工事等を行う場所や期間、方

法等を申請し、道路使用の許可を受けなければならないとしている。また、法第80条第1項

及び第2項では、道路の管理者が道路の維持管理のための工事等を行おうとするときは、所轄

警察署長へ時期、方法等を協議すれば足りるとしている。

このため小笠原支庁は、道路の維持管理で年間を通じて必要となる工事等の一覧を作成し、

法第80条第1項に基づき、道路の管理者として所轄警察署長に一括で協議し、回答を得ている。

ところで、表1及び図の母島における都道の除草を委託している契約について、履行状況等

を確認したところ、仕様書においては、道路上の作業に当たって「道路工事等協議書（年間一括）」の協議事項を遵守することとしており、所轄警察署長との協議事項で作業中は必ず交通誘

導員を配置することとされているにもかかわらず、同契約の積算では、直接作業費に交通誘導

員の計上がなく、実際の除草業務においても交通誘導員が配置されていなかつたことは適正で

ない。

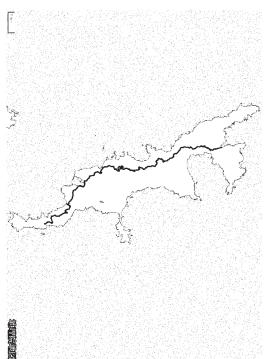
支庁は、「道路工事等協議書（年間一括）」の協議事項を遵守して交通誘導員を適正に配置させることとも、道路除草委託契約の積算を適切に行われたい。

支庁は、「道路工事等協議書（年間一括）」の協議事項を遵守して交通誘導員を適正に配置させることとも、道路除草委託契約の積算を適切に行われたい。

（表1）道路除草委託契約の概要
(総務局)

契約件名	契約金額	契約期間
道路除草委託（5母の1）	31,306,000	令和6.2.27～令和7.3.31

（図）母島の都道（241号線）



（出典：国土地理院地図）

〔歳出〕

（2）委託契約について書面による協議を適正に行うべきもの

都は、大規模災害時に燃料を確保するため、「大規模災害時における石油燃料確保のための備蓄等に関する協定」を締結した給油所（以下「指定給油所」という。）で燃料の備蓄を行っており、総合防災部は、指定給油所に対して災害時の運営体制、給油準備手順、給油実施手順等について研修及び訓練を実施する業務を表2のとおり委託している。

また、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）では、標準契約書が定められたときは、当該契約書に準拠した契約書を作成する事が定められている。委託契約に係る標準契約書では、協議は書面により行わなければならないことや、委託者が必要があると認めるときは、受託者と協議の上、契約変更を行うことができる事が定められている。

研修について仕様書では、動画形式で研修時間は合計1時間30分程度、研修内容は①災害時の報告連絡手順及び給油実施手順等、②着火直後の給油所設備の点検等と定めている。

ところで、都は、令和5年度に同研修を1時間30分程度の動画で実施したところ、受講者が1時間以上の動画は長いとの意見があつたことから、契約締結後に受託者と協議し、研修は、本契約で新規に作成する研修動画（40分程度）の規範と過去に全指定給油所に配布した訓練DVDの視聴等に分けた上で、合わせて1時間30分程度とするよう指示したとしている。

しかししながら、都は、書面による協議を行っておらず、契約変更の要否や、当該協議の内容が確認できない状況であり、適正でない。

都は、委託契約について書面による協議を適正に行われたい。

（表2）契約の概要
(総務局)

契約件名	令和6年度東京都指定給油所災害時対応研修及び訓練等に係る業務委託
契約期間	令和6.8.10～令和7.3.31
契約金額	9,762,500円
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・研修（災害時の報告・連絡手段、給油実施手順等） ・通信訓練（都、受託者、指定給油所との情報連絡訓練） ・実働訓練（指定給油所における模擬給油訓練） ・非常用発電機実地訓練（指定給油所における非常用発電機を使用した模擬給油訓練）

1 重点監査事項 [GovTech 東京との協働による区市町村のDX推進について(デジタル技術の活用)]

【選定理由】

局は令和4年9月に「東京のDX推進強化に向けた新たな展開」を公表し、この方針に基づき、これまで推進してきたデジタル化の歩みを更に加速し、区市町村を含めた東京全体のDX実現へとステージを引き上げるため、「一般財団法人 GovTech 東京」(以下「財団」という。)を令和5年7月に設立した。そして、局が東京全体のDX推進を担う政策企画機能を、財団が高度な専門性を活かしたサービス開発機能を各自分担し、東京全体のDX推進を協働しながら牽引していくとしている。

ところで、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。)において、地方公共団体は、令和7年度までに児童手当など主要20業務の標準化・共通化を進め、国が提供するガバメントクラウドへ移行することが目標とされ、また、都道府県は、主として標準化を行つて市区町村に対し、必要な助言等を行うこととされている。

この標準化・共通化を進めるに当たり、区市町村においては、行政とデジタルの知識や技術を兼ね備えた人材やデジタル化を進めるノウハウの不足への対応等が課題の一つとなっている。また、区市町村も含めた東京全体の行政分野でのDXを進める上では、AIなどの新技術の導入等も課題となっている。

そこで、都(局及び財団)は、区市町村と共にCIO(最高情報責任者)協議会を設置し、協議会では、区市町村が抱える個別の課題や地域の課題等の意見交換を行い、区市町村のニーズを踏まえた上で、区市町村職員のDXに関する知識の底上げを図る研修やデジタル人材の確保支援、複数の自治体で共通に抱えるデジタル化に関する課題の解決を図るプロジェクト型生徒サポートなどの事業を、区市町村と都が協働で実施するとしている。また、区市町村と都が連携し、保健関係の手続をオンラインで完結する「保健ワンストップサービス」を実施している。

そこで、こうした事業が効率的、効果的に推進されているかについて確認する必要がある。
以上のことから、財団との協働による区市町村のDX推進について重点監査事項を選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

【着眼点】

- ① 財団との協定締結や財団への運営費補助金の支出等は目的に沿って適正に行われているか(合規性)
- ② 区市町村職員のデジタルスキル向上など人材育成に対する支援が適切に行われているか(有効性)
- ③ プロジェクト型生徒サポートに当たり、区市町村に対し、適切な支援を行っているか(有効性)

【結果の概要】

1 デジタル社会の形成に向けた取組について

(1) 局と財團について

令和3年4月、デジタルサービス局は、デジタルの力を活用した行政を総合的に推進し、都政のサービスの質を飛躍的に向上させるため設置された。令和4年9月、都庁内部の組織強化だけでなく、都庁外部の様々なソースやノウハウを効果的に活用し、内・外の力を組み合わせて新たなサービスを創出する必要があるなどとして、「東京のDX推進強化に向けた新たな展開」を公表し、この方針に基づき、令和5年7月、「生活の向上や首都東京の発展に寄与し、ひいては、日本のデジタル社会の形成に寄与すること」（注1）を目的とする財團が設立された。そして、同年9月の財團のサービス開始に合わせ、都・区町村・財團が協働で取り組む事業の力針について協議する「都・区町村C10協議会」及び同協議会からの意見等を受けて更に調整や検討が必要な事業について協議する「都・区町村DX推進協議会」を開催するとともに、「C10座談会」を設置し、各区町村が抱える個別の課題や地域の課題等について情報共有を図っている（表1）。

（注1）財團の定款第3条によれば、「この法人は、都民及び事業者があらゆる活動において、デジタル技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、デジタル技術を活用した公共サービスの推進について、都民等の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる活性化を図り、もって生活の向上や首都東京の発展に寄与し、ひいては、日本のデジタル社会の形成に寄与することを目的とする。」としている。

(表1) 区町村協働事業の実施体制

項目	都・区町村C10協議会	都・区町村DX推進協議会	C10座談会
概要	都・区町村、財團が、 案される協働で取り組む事 業の方針について協議	C10協議会からの意見等を受 け、更に調整や検討が必 要な事業について、情 報共有を図る場	各区町村が抱える個別の 課題や地域の課題等につ いて、情報共有を図る場
構成	都C10・区町村C10・財團 理事	都C10・区町村DX推進等 所管部長等・財團理事等 理事	都C10・区町村C10・財團 所管部長等・財團理事等 理事
開催実績 (令和6年版)	6月・10月・2月	6月・3月	11回

また、都と財團は、DX推進に向けた協働事業（以下「DX推進協働事業」という。）の実施に当たり、相互の連携について必要な事項を定め、相互の役割分担を確認した上で協働体制を構築し、迅速かつ効果的な事業実現を目的とする基本協定（以下「基本協定」という。）を締結している。基本協定では、都と財團が協働して実施する事業（以下「都・財團協働事業」という。）を表2のとおり定めている。

【(表2) 都・財團協働事業

事業	報告書記載箇所
(1) 東京都各局等のDX推進に関する事業	—
(2) 区・町村のDX推進に関する事業	[3]「プロジェクト型件名サポートについて」 [4]「地方公共団体情報システムの標準化・ 共通化について」
(3) デジタル基盤の強化・共通化に関する事業	[2]「区・町村職員のデジタル人材育成に對 する支援等」 —
(4) デジタル人材の育成・職業紹介に関する事業	—
(5) データの活用の推進に関する事業	—
(6) その他、DX推進協働事業を達成するために必要な事業	[5]「保護ワシントップについて」

(2) 自治体を巡る国の動き等について

令和3年5月、国では、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）、デジタル行政設置法（令和3年法律第36号）及び標準化法などデジタル改革関連法が公布され、デジタル社会（注1）の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル庁が設置された。

また、総務省が策定した「自治体デジタル・トランズフォーメーション（DX）推進計画【第4.0版】」（令和7年3月28日）（注2）で示されている自治体の主な取組・スケジュールは図1のとおりである。同計画では、住民と行政との接点（プロントヤード）の多様化・充実化や、情報システムの標準化・共通化といった自治体における施策を効果的に実行していくためには、国が主導的役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要があるとしている。

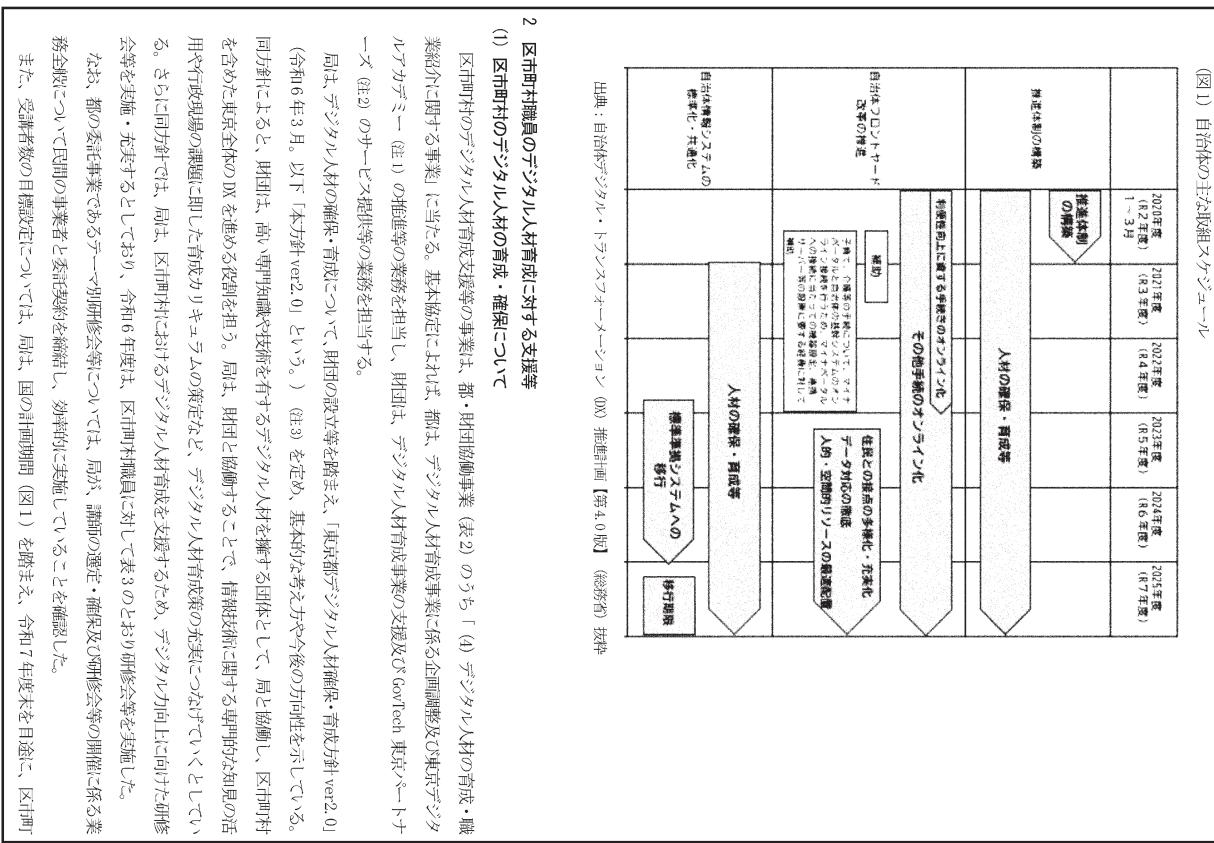
標準化法では、地方公共団体に対し、標準化対象事務（注3）について、標準化基準に適合した情報システム（標準化システム）の利用を義務付けられ、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和4年10月閣議決定）において、標準化システムへの移行期限は令和7年度末とし、同法では、都道府県が市町村への必要な助言、情報提供等を実施することに係る努力義務が規定されている。

（注1）デジタル社会とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で、共有し、又は発信するとともに、情報通信技術を用いた情報の活用により、あらゆる分野における創造的かつ活かれる発展が可能となる社会をいう（デジタル社会形成基本法第2条）。

（注2）令和2年12月25日、総務省は、「デジタル・ガバメント実現計画」（令和2年12月25日閣議決定）における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するなどして、「自治体デジタル・トランズフォーメーション（DX）推進計画」を策定した。なお、令和3年12月24日、「デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定され、デジタル社会形成基本法の規定に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定された。

（注3）児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍別票、印鑑登録、選舉人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍・学籍、健診実施手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の20事務が該當で定められている。

(図1)自治体の主な取組スケジュール



2 区市町村職員のデジタル人材育成に対する支援等

(1) 区市町村のデジタル人材の育成・確保について

区市町村のデジタル人材育成支援等の事業は、都・財團法人労働事業(表2)のうち「(4)デジタル人材の育成・職業紹介に関する事業」に当たる。基本協定によれば、都は、デジタル人材育成事業に係る企画調整及び東京デジタルアカデミー(注1)の推進等の業務を担当し、財團は、デジタル人材育成事業の支援及びGovTech 東京ベントナーズ(注2)のサービス提供等の業務を担当する。

局は、デジタル人材の確保・育成について、財團の設立等を踏まえ、「東京都デジタル人材確保・育成方針 ver2.0」(令和6年3月。以下「本方針ver2.0」という。) (注3)を定め、基本的な考え方や今後の方向性を示している。同方針によると、財團は、高い専門知識や技術を有するデジタル人材を擁する団体として、局と協働し、区市町村を含めた東京全体のDXを進める役割を担う。局は、財團と協働することで、情技術に関する専門的な知識の活用や行政現場の課題に即した育成カリキュラムの策定など、デジタル人材育成策の実現につなげていくとしている。さらに同方針では、局は、区市町村におけるデジタル人材育成を支援するため、デジタル力向上に向けた研修会等を実施・充実するとしており、令和6年度は、区市町村職員に対して表3のとおり研修会等を実施した。なお、都の委託事業であるデータ分析会等については、局が、講師の選定・確保及び研修会等の開催に係る業務全般について民間の事業者と委託契約を締結し、効率的に実施していることを確認した。

また、受講者数の目標設定については、局は、国の計画期間(図1)を踏まえ、令和7年度末を目途に、区市町村

村職員の約半数(地方公共団体定員管理調査(総務省)を参考に算出した約26,000人)の受講を目標としているが、アーカイブ音の受講者数が伸びなかつたことなどにより、その半数程度となっている(令和6年度末)。局は、引き続き、職員の受講機会を確保するよう区市町村に対し求めるとしている。

(注1) DX推進による更質全般(QoS: Quality of Service)向上を実現するため、「人材育成」「先進事例の調査・知見共有」「区市町村職員を一体的に進め、都・区市町村職員等のデジタル力の向上を図る取組であり、令和4年3月に開講された。

(注2) 極差可能なデジタル人材と公共分野におけるデジタル人材を募集している都内自治体とのマッチングを実現する人材紹介サービス

(注3) 本方針ver1.0は、デジタル人材確保・育成に関する取組について、基本的な考え方や今後の取組の方針性をとりまとめで提示するため令和4年2月に施行された。

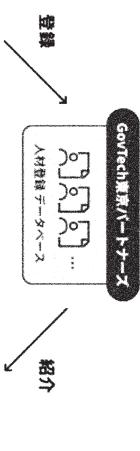
(表3)区市町村職員向け研修会等の実績

区分	メニュー	概要	(単位:人)	
			受講者数	実績
都・財團・労働事業	ICT職・勉強会受講者向け研修会	特別区のICT職やICT職と同等のスキルを持つ職員や勉強会受講者等を対象とするハイレベル研修(プロジェクトマネジメント講座・データ分析講座)	30	45
都・区市町村合同勉強会	DXに関する知識・スキル・マインドの醸成及び区市町村間の連携を深める(ガバナンストクラウドに関する勉強会)	360	78	
データ別研修会	ニーズに合った特産のデータをベースオンも交えて学習することでDXへの理解を深める	500	587	
デジタルツールガイド	自治体で実際に活用されているデジタルツール等を学び、各ツールの特徴を知ることでDX推進のノウハウを取得	700	705	
自治体DX推進マインドセット研修	希望する自治体へ直接出向き、各自治体の状況やDXの推進度を踏まえて、異なるDXの推進に向けて、職員のDXマイナーチェンジをする	400	279	
参考:都委託事業	DXの基礎を学ぶためのセミナー	DXの推進に必要な基礎的な知識や区市町村職員との間でDX事例の共有等を図り、DXを計画的かつ効果的に推進できる職員の育成を目指す	1,200	794
デジタルツールガイド、DX基礎セミナー	過去の研修会のアーカイブ動画を東京デジタルアカデミーポータルを通じて必要な時にいつでも視聴でき、DX推進の機能を融成する	3,600	2,479	
アーカイブ配信				

(2) GovTech 東京パートナーズ事業について

本事業ver2.0によると、財團は、公共分野での活躍を希望するデジタル人材を都内自治体のニーズに応じてマッチングし、DX推進に関する課題解決に向けた即戦力の人材として活躍してもらうため、GovTech 東京パートナーズ事業（図2）を開始するとし、令和6年4月から運用を始めている。令和6年度の実績は表4のとおりである。

（図2）GovTech 東京パートナーズ事業 概要



（表4）GovTech 東京パートナーズ事業実績

登録者（令和6年度末時点）	任用者
567名	14自治体で15名 (CIO補佐官、BPR支援、ウェブサイト改善等)

GovTech 東京パートナーズへの登録方法は、財團ウェブサイトにおいて、氏名等の個人情報、職務経歴及びプログラミングスキル等、デジタル人材と都内自治体とのマッチングに必要な情報を入力する。登録に当たっての審査ではなく、採用選考は各自治体において行う。財團は、自治体の判断に必要な情報提供や助言を行う。具体的には、職務経歴書を確認し面談を経てコミュニケーション能力並びにプログラミング及びデータ分析等の専門的な知識・技術等を確認し、自治体のニーズに合うと判断できる人材を自治体に紹介する。また、人材を紹介するだけではなく、自治体の課題整理及び人物要件の設定から任用後の定着まで支援する。定着までの支援として、人材が専門での就業経験がない場合でも円滑に業務を遂行できるよう自治体のルール等を学ぶための研修を実施し、任用後6ヶ月までを目途に定期的にフォローのための面談を実施することに、6ヶ月経過後も自治体及び人材双方からも随時面談の受付体制を確保し、必要に応じて問題解決のためのサポートを実施するとしている。

また局は、今後、引き続き区市町村の課題解決に向けて、必要な人材が任用されるよう、都内自治体に対し任用実績を情報提供するなどにより、デジタル人材の活用促進を図るとしている。

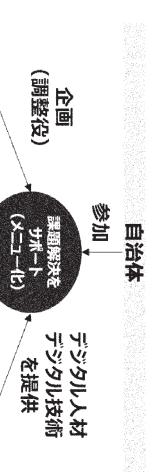
3 プロジェクト型伴走サポートについて

(1) 事業の概要

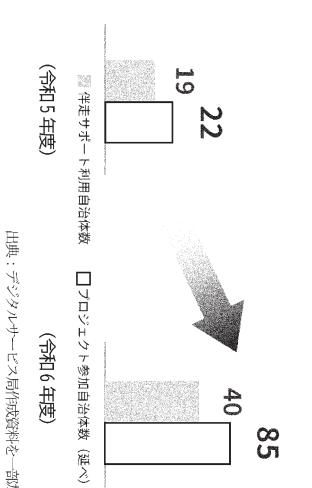
プロジェクト型伴走サポートは、複数の自治体で共通に抱えるデジタルに関連する課題に対し、局と財團が協働し、様々な技術的アドバイス等を行い、課題解決を図る取組であり（図3）、令和6年度において、参加自治体数は図4のとおり大幅に増加している。

プロジェクト型伴走サポートは、都・財團協働事業（表2）のうち、「(2) 区・市町村のDX推進に関する事業」に当たる。基本協定によれば、都は、企画調整及び区・市町村との連絡調整等の業務を担当し、財團は、サポート・相談や伴走サポートなどによる、区・市町村に対する技術的助言・提案等の実施、及び地方公団情報システムの標準化・共通化に係る技術的支援等の業務を担当する。

（図3）プロジェクト型伴走サポートのイメージ



（図4）プロジェクト型伴走サポート参加自治体数



(2) 事業の実施状況

令和6年度においては、参加自治体数は40自治体であり、6事業で延べ85自治体のサポートを実施している（表5）。サポートに当たって選定したテーマは、スポット相談においてテーマとなったものや、表1の各協議会等で把握した個別の課題を参考に決定しており、参加自治体の満足度も高い。

このうち、「公共施設の予約管理業務」に参加した自治体には、キャッシュレス決済導入やスマートキーの一部施設への導入により、利用者は使用料の支払や鍵の受け取りを窓口に行かなくともワンストップで行うことが

できるようになり、利便性が向上したとしている。また、「セキュリティポリシー改定」に参加した自治体においては、セキュリティポリシー改定作業は、総務省発行「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」記載の例文を参考にして改定作業をすること、項目ごとに比較・差分を明らかにすることで、効率的に作業が進められ、同ガイドラインの準拠率が向上したとしている。さらに、「窓口DX(書かない窓口)」に参加した自治体では、窓口体験調査(注)を実施しシステムを導入したことにより、転入・転出等の住民運動に関する手続において、マイナンバーカード等の読み取りなどで各種届出明文の手間を削減したとしている。

(注) 稲長が事前に設定した利用者像(住民)に従って、必要な一連の手続を窓口において体験し、住民目線で課題や改善点を整理する取組。

(表5) プロジェクト型伴走サポートの実施状況

テーマ	支援内容・成果	参加自治体数
ウェブサイトの課題抽出・改善(基本編)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブサイトの解析手法の習得、アクセス解析・診断、課題抽出から改善施策をサポートし、課題解決に向けた改善策を実施、自ら改善ができるための基礎力を習得 	12自治体 (2区8市1町1村)
ウェブサイトの課題抽出・改善(応用編)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブサイトだけでなく、公式LINEやSNSなどを含めた改進ヒアリングのサポート、基礎編で実施した施策から、さらに一歩進んだ施策を実施 	5自治体(上期) (3区2市) 6自治体(下期) (2区4市)
公共施設の予約管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設予約業務のBPR(注)ワーケショップを開催 ・ 窓口でのクラウド型公共予約システムの操作実験、導入準備をサポート ・ 施設予約業務のBPRや民間のクラウド型の公共施設予約システムの評価検証、導入支援など実施 	11自治体 (3区8市)
セキュリティポリシー改定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新ガイドラインとの比較、修正の要旨検討と修正案の策定をサポート ・ 総務省ガイドラインと比較し相違点を踏まえて改定のポイントを明確化 	8自治体(上期) (2区6市) 12自治体(下期) (3区8市1村)
窓口DX(書かない窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「書かない窓口」を中心とした導入計画の策定、仕様書作成、プロジェクト管理、運用改善をサポート ・ 窓口業務における課題・原因の導出、窓口体験調査、書かない窓口システムの導入を支援 	11自治体 (7区4市)
生成AI活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新技術トレンドや実践的ワーキングの開催、生成AIの活用事例等の紹介、実践的なワークショップ ・ 各自治体の施策状況に応じた個別支援 	20自治体 (8区11市1町)

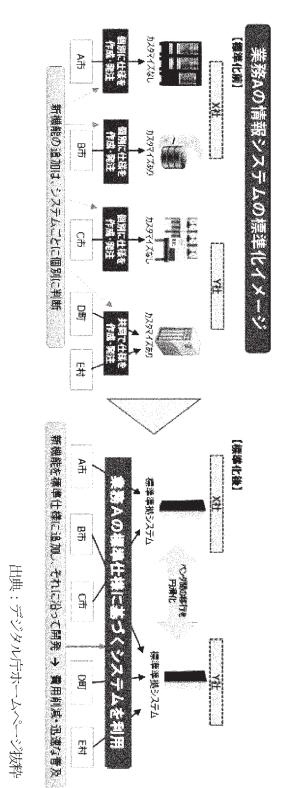
(注) Business Process Re-engineeringの頭文字であり、現在の業務内容やフロー、組織の構造などを根本的に見直し、再構築することを指す。

4 地方公共団体情報システムの標準化・共通化について

上記1 (2) のとおり、令和3年5月、標準化法が公布された。これは、これまで、住民登録等の業務システムを各自治体が個別に開発・所有していたことにより、維持管理や制度改正時の取扱いに伴う負担増加、開発・運用事業者の固定化などの状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務について、標準化基準に適合した情報システム(標準情報システム)の利用を義務付けるというものである(図5)。国は、運用コスト削減を目指しており、新たな住民サービスにも標準化システムを改修することで、迅速な対応を実現することができるなどとしている。

国が定める標準化基本方針において、標準化の実施期限は令和7年度末となっており、この標準化の実施に際して、デジタル庁が講義を整備する政府共通のクラウドサービスであるガバメントクラウドに移行すれば補助金の適用対象となる。しかし、全国一律の実施期限の設定によって開業事業者の対応能力の不足が生じ、都内の半数以上の自治体が、この実施期限に間に合わず、令和8年度以降に移行するシステムを抱えており、今後も移行期限に間に合わないシステムが増加する可能性がある。このため、都は、地方公共団体の基幹業務システムの標準化について、国に対し、令和6年10月、緊急要望を行い、国は、令和7年5月、補助金の適用期限(デジタル基盤改革支援基金の設置期限)を令和7年度末から令和12年度末まで5年間延長することを決定した。今後、局及び都庁は、区町村が行う標準化の進捗状況を把握するとともに、区町村を訪問し標準化移行の取組を支援する伴走サポートや個別相談に対し解決を支援するサポート相談等を通じて、区町村に開業事業者や他の区町村の成功事例等を紹介するなど、引き続き区町村への支援を行っていくとしている。

(図5) 自治情報システムの標準化・共通化の概要



出典: デジタル庁ホームページ

5 保活ワントップについて

保活ワントップは、保育園保育園から入園までの手続がオンラインで完結するサービスを実現するプロジェクトであり、都・財團協働事業（表2）のうち「(6) DX推進協働事業を達成するために必要な事業」に当たる。基本協定によれば、都は、こどもDX事業の総合的な推進等の業務を担当し、財團は、アッシュ型子育てサービス（注1）や保活ワントップ等こどもDX事業（注2）の推進支援等の業務を担当する。

保活ワントップは、都がこどもDXプロジェクトの一環として財團を兼めてきたもので、国の「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTPES）」（注3）を活用し、令和6年10月31日から運用が開始され、自治体の保育施設126園（板橋区（公立36園・私立9園）・足立区（公立32園・私立13園）・調布市（公立8園・私立28園））が参加した。

保活ワントップは、財團が、保活情報（保育施設情報・見学予約管理情報・手続情報）を集約するシステム（保活情報連携基盤）を構築し、既存の民間保育サイト及び既存の保育ICTシステムを保活情報連携基盤につなぐことで、実現したとしている。保護者は、民間保育サイトを通じて、保育施設情報の収集や見学予約等が可能となり、保育施設は、保育ICTシステムを通じて、保育情報連携基盤への保育施設情報の登録・更新や見学予約情報の取得・処理が可能となった。

（注1）東京都版子育て支援制度システムを構築し、民間事業者との連携によって、アフリから必要な情報が先回りで届き、3つの「ぞれぞれ」（知りそぞる・申込なしでやれる・貰いそぞれる）をなくすとするもの。

（注2）令和7年度までに4つ目のプロジェクト（アッシュ型子育てサービス、母子保健オンラインサービス（Public Medical Hub）、保活ワントップ、給付金手帳利便性UP）について、「つながる子育て」をキーワードに、組織や行政の垣根を越えて便利で快適な子育て支援サービスを実現するというもの。

（注3）専門的に国や地方自治体・標準化などデジタル基盤や特許可能な技術をつながる見込みのある地方公共団体の先導的な取組について、プロジェクト推進に要する経費を支渡すというもの。

令和7年度4月入所申請手続のため自治体窓口に来所した保護者等約240名を対象に、スマホで民間保育システムから保活ワントップサービスを体験してもらい、体験後アンケートを実施しており、その結果、施設見学予約について電話と比較した効率性やワントップであることに対する満足度は5段階評価で平均4.5であった。また、保活に関する手続と平均的な所要時間は、①役所相談（10h）、②保活情報収集（7h）、③見学予約（1h）、④見学（5h）、⑤希望施設決定（3h）、⑥申請書類作成（5h）の合計約31時間程度とされている中（一般社団法人人・こどもDX推進協議会調べ）、この保活ワントップを利用した場合の、①から⑥までの所要時間は、81%の人が15時間以下と回答し所要時間の短縮効果があった。（図6）。

（図6）効果検証結果



出典：デジタルサービス局（内政課）

令和7年度は、保活ワントップサービスを利用できる保護者を増やすため、連携自治体や参加保育施設を広大するとしている（表6）。また、見学予約の保育施設による承認を自動化する機能改善や、保護者が世帯の状況を入力することで保育指数を試算できるショミュレーション機能を追加し、保護者の利便性の向上等につなげている。

なお、都が運営する保活ワントップは、全国での活用を見据えた取組として実施したものであることにより、令和8年度からは、国がサービスを開始する予定である。

（表6）連携自治体・参加保育施設

区分	令和6年度		令和7年度
	港区・江東区・渋谷区・板橋区・足立区・江戸川区・人王子市・青梅市・昭島市・調布市・町田市・日野市・狹山市・東大和市・清瀬市・武蔵村山市・多摩市・西東京市		
連携自治体	板橋区・足立区・調布市		約1,100園
保育施設	126園		

6 財団に対する負担金及び補助金の支出について

（1）負担金及び補助金の支出の根拠について

都が財團に対し支出している負担金及び補助金並びにそれらの支出しの根拠となる協定及び要綱は表7のとおりである。

（表7）負担金・補助金とその根拠

負担金・補助金	根拠となる協定・要綱
DX推進に向けた協働事業実施に係る負担金	DX推進に向けた協働事業実施に係る基本協定及び要綱
令和6年度一般財團法人GovTech 東京補助金	DX推進に向けた協働事業実施に係る基本協定に基づく業務の執行及び経費の支払等に関する年度協定

（2）DX推進に向けた協働事業実施に係る負担金について

都は、表7の基本協定及び年度協定（以下「本協定」という。）に基づき、財團に対し、都・財團協働事業（表2）に係る費用（負担金）を支出する。

都は四半期ごとに概算額を支払い、会計年度終了後、財團から提出された実績報告書を基に負担額を確定し、財團に通知する。負担額の確定通知を受けた財團は精算し、残余金が生じた場合は都に返納する。なお、財團は、四半期ごとに当年度における事業進捗の状況報告書を都に提出しなければならない。

（3）令和6年度一般財團法人GovTech 東京補助金について

都は、令和6年度一般財團法人GovTech 東京補助金交付要綱（以下「本要綱」という。）に基づき、財團に対し、補助金を交付する。本要綱は、区・町村を含めた東京全体のDXを効果的に進めるための事業を行う財團に対し、その運営に要する経費の補助を行うために必要な事項を定めること目的とするものであり、補助金の交付対象は、財團の人事、経営、連絡調整等の管理、運営に関する経費及び公民共創事業を実施するために必要な適当と認められる経費である。

都は四半期ごとに概算額で交付し、会計年度終了後、財団から提出された実績報告書等を基に補助金の額を確定し通知する。補助金の額の確定通知を受けた財団は精算し、残余金が生じた場合は都に返還する。なお、財団は補助事業の遂行状況に關し四半期ごとに状況報告書を都に提出しなければならない。

(4) 負担金及び補助金の支出状況について

監査において、本協定及び本要綱に基づき財団から都に提出された実績報告書、確定額通知書及び精算書を確認したところ、表8のとおり負担金の支出及び補助金の交付は適正に行われていることが認められた。
しかし、各実績報告書において協働事業との補助事業とのが不明瞭な表記があつたため、別項意見・要望事項のとおり、改善を求めた。

(表8) 負担金・補助金の支出額

(単位：円)

区分	DX推進に向けた協働事業実施による負担金	令和6年度一般財団法人 GovTech 東京補助金
概算額	6,919,490,000	1,349,713,000
確定額	5,153,576,272	1,159,118,404
返還額	1,765,913,728	190,594,396

【監査委員からの所見】

以上、局は、デジタル人材の確保や自治体事務のデジタル化に苦慮している区町村に対し、財団と連携し、研修や人材紹介によるデジタル人材の育成・確保に関する支援や、複数の自治体が共通して抱える事務のデジタル化に関する課題についての伴走型支援などを行っている。
今後も局は、都内全区町村のDX推進体制構築に向け、デジタル人材の量と質の確保への支援や、都民や都内事業者の利便性向上に資する各種申請手続のデジタル化支援などに財団と協働して取り組むことにより、区町村の後押しをしていく必要がある。

2 指摘事項等

【意見・要望事項】

(重点監査事項) (歳出)

(1) 各報告書における事業の実施内容の表記について

都及び一般財団法人 GovTech 東京（以下「財団」という。）は、DX推進に向けた協働事業の実施に当たり基本協定を締結し、協働事業に係る費用の負担等について年度協定を締結している。これら協定により、都は、財団から協働事業に係る実績報告書の提出を受けて、当該書類に基づき財団に対する負担金の支出金額を確定する。また、令和6年度一般財団法人 GovTech 東京補助金交付要綱（令和6年4月1日付5号総綱第679号）により、都は、財団から財団の管理運営に係る費用及び財団が自立的に実施し都の施策とも合致する事業（以下「補助事業」という。）に係る実績報告書の提出を受けて、当該内容等に基づき財団に対する補助金の支出金額を確定する。なお、負担金及び補助金の支出金額は表1のとおりである。
したがって、協働事業と補助事業それぞれの実績報告書において、事業の実施内容として表記される事項は、別の実施内容である必要がある。
しかしながら、表2のとおり、それぞれの実績報告書に全く同一の表記があった。このような表記によって、当該事項が協働事業なのか補助事業なのかが不明瞭となっている。
総務部は、実績報告書に財団の事業の実施内容を適切に表記するよう財団を指導することが望まれる。

(デジタルサービス局)

(表1) 財団に対する負担金及び補助金の支出額 (令和6年度)

(単位：円)

区分	負担金	補助金
概算額	6,919,490,000	1,349,713,000
確定額	5,153,576,272	1,159,118,404